

## 第2次甲府市子どもの読書活動推進計画



平成26年3月

甲府市教育委員会



## 「第2次甲府市子どもの読書活動推進計画」の策定にあたって

子どもにとって読書とは「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条前段）であります。

一冊の本との出会いが、その人の人生を変えることがあります。

読書は、新しい知識や情報を与えてくれるだけでなく、未知の世界やものごとに対する想像力をかきたて、新鮮な感動を呼び起こしてくれます。

また、読書は、人間が人間らしく、より生き生きと生きていくための力を育ててくれる、大切な手段のひとつでもあります。

読書により、子どもは広い世界を知り、自分自身の考えを確かめたり高めたりする体験を持ちます。そして、この体験を通して、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身に付けることができます。

甲府市では、このような理念にのっとり、「第2次 甲府市子どもの読書活動推進計画」を策定いたしました。

この計画は、第1次の推進計画から明らかになった課題等を踏まえ、家庭、地域、学校等において、子どもたちが読書に親しむための機会を提供するものであります。

子どもの「読書離れ」や「活字離れ」が言われる中、本と出会う機会をより多く作ることが、子どもたちの豊かな心と生きる力を育む糧になることを願って、子どもの読書活動を推進して行きます。

なお、本計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました子どもの読書活動推進計画策定委員並びに関係各位に心よりお礼を申し上げます。

平成26年3月

甲府市教育委員会  
教育長 長谷川 義高

## 目 次

1	はじめに.....	1
	(1) 「甲府市子どもの読書活動推進計画」策定までの背景 .....	1
	(2) 「第1次推進計画」改定の趣旨 .....	2
2	第1次推進計画期間における取り組みと成果及び課題 .....	2
	(1) 第1次推進計画期間における取り組みと成果 .....	2
	(2) 第1次推進計画期間における課題.....	8
3	「第2次甲府市子どもの読書活動推進計画」の基本的な考え方.....	10
	(1) 「第2次甲府市子どもの読書活動推進計画」の基本的方針 .....	10
	(2) 第2次推進計画の期間.....	11
4	子どもの読書活動推進のための具体的方策 .....	11
	(1) 家庭における子どもの読書活動の推進.....	11
	(2) 地域における子どもの読書活動の推進.....	13
	(3) 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進 .....	14
	(4) 学校における子どもの読書活動の推進.....	15
	(5) 市立図書館における子どもの読書活動の推進 .....	17
	参 考 資 料 .....	23

# 1 はじめに

## (1) 「甲府市子どもの読書活動推進計画」策定までの背景

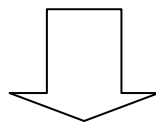
携帯電話やPC（パーソナル・コンピュータ）などによるインターネット環境の発達と普及により、子どもを取り巻く生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘され始め、平成12年に行われた経済協力開発機構（OECD）生徒の学習到達度調査によれば、「読書」に関する項目で、「趣味としての読書はしない」と答えた生徒は、OECD平均を大きく上回る結果となりました。これを受け、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で重要な読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもの読書活動を国を挙げて支援することになりました。

本市では、平成13年12月に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、平成20年12月に「甲府市子どもの読書活動推進計画」（以下、「第1次推進計画」という。）を策定しました。

この第1次推進計画は、本市における子どもの読書活動に関する環境整備を推進するため、次の3つの目標を掲げ、7つの体系から取り組み、平成21年度から平成25年度までのおおむね5年間の方向性を示すものでした。

### 【目 標】

- ①読書活動の環境整備・充実
- ②読書に親しむための機会の提供
- ③読書活動についての啓発活動と推進体制の整備



### 【体 系】

- 家庭における子どもの読書活動の推進
- 地域における子どもの読書活動の推進
- 幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進
- 学校における子どもの読書活動の推進
- 市立図書館における子どもの読書活動の推進
- 関係機関との連携・協力
- 推進・支援体制の整備

## (2) 「第1次推進計画」改定の趣旨

第1次推進計画は、本市における子どもの読書環境の整備を図るため、家庭、地域、学校、図書館などの担うべき役割を示し、その計画期間内（5年間）で取り組んでまいりました。

今回の改定は、第1次推進計画期間における取り組み成果から明らかになった新たな課題を整理し、平成30年度までのおおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示すものです。今後、この基本計画に従い、具体的取り組みを進めていくなかで、毎年度ごと関係機関等と協議をし成果と課題を分析していくことで、情勢に対応した効果的な取り組みを進めていくことが求められています。

## 2 第1次推進計画期間における取り組みと成果 及び課題

### (1) 第1次推進計画期間における取り組みと成果

第1次推進計画期間においては、家庭や地域、そして学校等の教育機関をはじめ、読書活動の環境整備・充実と子どもたちが読書に親しむための機会の提供、そして、読書活動についての啓発活動と推進体制の整備という目標を掲げ、7つの体系から具体的な取り組みを進めてまいりました。その取り組みのなかで明らかになった成果と課題を体系ごとにまとめました。

#### 【体系1】 家庭における子どもの読書活動の推進

##### 【取り組み】

- 健診などで親子が集う「保健センター」や「まちなか健やかサロン」での、絵本の読み聞かせなどを実施し、親子のコミュニケーションツールのひとつとして、絵本の役割とその重要性を伝えてきました。

タイトル	取組場所	平成22年度報告	平成23年度報告	平成24年度報告
		回数	回数	回数
3歳児健診読み聞かせ	甲府市保健センター	年36回 (月3回)	年36回 (月3回)	年36回 (月3回)
	※人数合計	725人	715人	697人
パパママクラス読み聞かせ	甲府市保健センター	年6回	年6回	年6回
	※人数合計	71人	90人	91人
乳幼児対象読み聞かせ	まちなか健やかサロン	年12回 (月1回)	年11回 * (月1回)	年12回 (月1回)
	※人数合計	138人	141人	218人

福祉部健康衛生課報告より

\* 震災の影響で4月は未実施

### 【成果】

- 少子化の影響があるものの「まちなか健やかサロン」での取り組みについては、参加人数の増加という取り組みの成果が少しずつ現れています。  
「乳幼児」と本の関わりの重要性は、保護者に対しても認知度が高まりつつあります。

### 【課題】

- 親子が本を通してふれあうことを目的として始まったブックスタート事業ではありますが、現状は配本することだけに留まっていることから、保護者への本の活用法の紹介など、疑問や需要に応じていくことで、ブックスタート事業の本来の目的を果たし、次につながる活動を展開していく必要があります。

## 【体系2】 地域における子どもの読書活動の推進

### 【取り組み】

- 公民館、幼児教育センター、児童館、放課後児童クラブ、保育所、保健センター、地域文庫への団体貸出制度の利用によって、年間 16,000 冊程の貸出を維持しております。
- ネットワーク化がされている公民館図書室については、市立図書館と連携し図書室のレイアウト変更や蔵書の入換えなどを行い、より良い図書資料の整備を行いました。(平成 25 年度実施館：北公民館、西公民館)

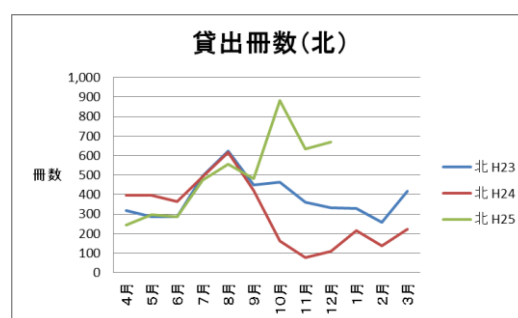
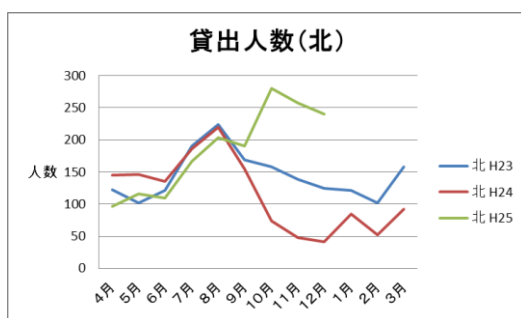
## 団体貸出冊数の推移

項目	地域文庫 (箇所)	その他 (箇所)	貸出冊数
平成20年度	5	18	15,875
平成21年度	5	18	17,016
平成22年度	5	18	16,219
平成23年度	4	18	15,429
平成24年度	4	18	16,060

(平成21年度～25年度) 主要な施策より

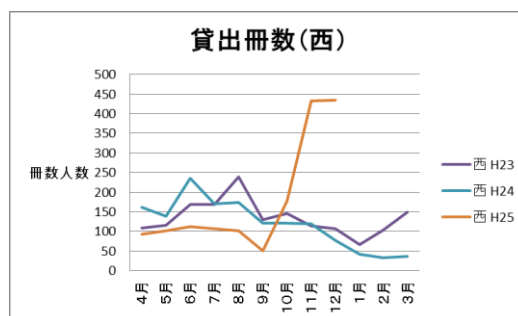
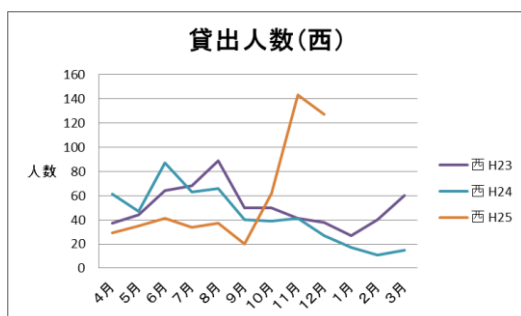
### 【成果】

#### 北公民館図書室の利用状況比較表



平成25年12月31日現在のデータを使用

#### 西公民館図書室の利用状況比較表



平成25年12月31日現在のデータを使用

- 平成25年8月の北公民館図書室と同年10月の西公民館図書室のリニューアルオープンにおいては、公民館の積極的な協力により地域住民の意向に合わせた図書室の運営方法が軌道に乗り、子どもをはじめ、たくさんの親子連れに利用をいただいております。

また、平成25年度については、火曜日・木曜日を北公民館図書室に、水曜日・金曜日を西公民館図書室に司書の派遣を行ったことで、幼児への「読み



聞かせ」や保護者への本の紹介などの対応が可能になり、また地域のニーズの収集から、その地域に合わせた本の選書が出来るようになりました。

#### 【課題】

- 公民館図書室の土曜日・日曜日の開放や障害のある子どもを対象にした催しの開催にむけては、勤務体制の変更やボランティアの確保が必要となります。今後は、さらに公民館図書室の存在を地域住民に広めることと、公民館や幼児教育センターなどの教育施設を利用して「読み聞かせ」の実施、保護者やボランティアへの講習会などを計画的に開催し、地域が自主的に子どもの読書活動への推進ができるよう支援をしていく必要があります。

### 【体系3】 幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進

#### 【取り組み】

- 保育所においては、市立図書館からの団体貸出による絵本や紙芝居を活用し、また、幼稚園においては、市立図書館の団体登録制度を利用し、まとまった本を借受け、子どもへの「読み聞かせ」を中心とした読書活動に取り組んでおります。

#### 【成果】

- すべての乳幼児が本に興味を持つわけではありませんが、「読み聞かせ」を継続的に実施していくことで、自ら本を選ぶ楽しさが少しずつ芽生えてきています。

#### 【課題】

- 集団への読み聞かせから、少数または親子への読み聞かせを実施することで、今後は、園や保育所内での読書活動だけではなく、家庭での読書へつながるような取り組みが必要になります。
- 公立保育所については、市立図書館からの団体貸出により、季節に合わせた絵本を乳幼児に提供できていますが、幼稚園については、市立図書館の団体登録制度を利用することで、市立図書館の本を借り受けることが可能になります。この「団体登録制度」の活用を、より多くの幼稚園等に広めることと、その利便性を高めることが課題となります。

## 【体系4】 学校における子どもの読書活動の推進

### 【取り組み】

- 学校図書館の情報化については、36校すべての市立小中学校の図書資料等のデータベース化を行い、学校図書館と市立図書館とのシステムのネットワーク化を完了しました。
- 学校図書館運営の更なる充実を図るため、市立小中学校36校中35校の学校図書館に司書資格等を有する学校図書館司書を公費雇用により配置しました。

### 【成果】

	小学校1校あたりの 図書購入予算額（円）	中学校1校あたりの 図書購入予算額（円）
全国平均	443,691	647,896
甲府市	700,000	827,273

「学校図書館図書費の予算化及び子どもの読書活動の推進に関するアンケート」

2013年6月30日現在（全国学校図書館協議会）

- 「学校図書館図書整備5か年計画」及び「新学校図書館図書整備5か年計画」による地方交付税措置を活用し、図書購入費の予算化を図った結果、市立小中学校の1校あたりの図書購入費は、全国平均を大きく上回っています。

	学校図書館図書標準を達成している学校数の割合（%）	
	小学校	中学校
全国平均	56.8	47.5
甲府市	80.0	90.9

資料：文部科学省 平成24年度「学校図書館の現状に関する調査」

- 市立小中学校における「学校図書館図書標準」の達成状況についても、小学校で80.0%（平成24年5月）、中学校で90.9%（平成24年5月）となり、全国平均を大きく上回っています。

### 【課題】

- 図書館システムネットワークの運用について、学校ごとのネットワーク利用

の差が、教師や児童生徒への図書資料提供の差や読書をする機会の差にならないよう、学校間の連携や市立図書館との連携を一層深めるための交流会や研修会を定期的実施する必要があります。

## 【体系5】 市立図書館における子どもの読書活動の推進

### 【取り組み】

- 恒例の「ちびっこ図書館まつり」をはじめ、平成25年度には「ハロウィンパーティー」を実施するなど、新たな試みで子どもの読書活動へのきっかけづくりに取り組んできました。
- ボランティア団体の協力により定期的な「おはなし会」や「読み聞かせ会」等年間を通して実施し、多くの親子連れに読書の楽しさを伝えてきました。
- 中・高校生の職場体験学習などにおいて、平成25年度より、中・高校生が小学生や幼児に絵本の楽しさを伝える参加型の「読み聞かせ会」などを実施しました。
- 平成25年度には、子どもの本や読書案内に関する知識と技術の習得や経験を積ませるために専門司書の固定配置を行い、子どもへのサービスの技術向上に特化させる体制をとりました。

### 【成果】

- この職場体験をきっかけに、図書館を利用するようになり、学校図書館のシステムネットワークを活用するなど、本へのアプローチが積極的になる傾向がありました。また、「読み聞かせ会」の参加によりボランティア活動を開始し読書活動の推進に貢献する学生も出てきました。

### 【課題】

- 絵本や児童書の選書だけに留まらず、利用者が本を手取るまでのディスプレイや本の薦め方などの工夫が必要になります。
- イベントを通して掴んだ読書活動へのきっかけが、継続につながるような取り組みを考えていく必要があります。

## 【体系6】 関係機関との連携・協力

### 【取り組み】

- 平成24年度より、学校図書館司書との合同学習会や意見交換会を実施し、連携した推進活動や体制の整備を行いました。

より身近な存在として「市立図書館」を肌で感じられるよう、施設見学や中・高校生の職場体験の受入れ数を増やすとともに、平成25年度には、甲府市新庁舎への見学ツアーの実施、学校図書館への訪問や小学校教諭へのアニメーション、読み聞かせなどの訪問研修会等を行い、対外的な活動の場が増える取り組みをしてきました。

### 【成果】

- 関係機関との連携により、普段図書館等を利用しない新たな利用者の獲得や、小学校との連携を強めることで、学校からの要望に素早く対応出来るようになりました。

### 【課題】

- 読書離れが現れ始める中学校との連携・協力が弱く、今後は、中学校との意見交換会を定期的実施し、生徒の限られた時間のなかで少しでも読書に結び付くような、より実効性のある方策を検討していく必要があります。

## 【体系7】 推進・支援体制の整備

### 【取り組み】

- 本市ホームページおよび市立図書館ホームページへの情報掲載を積極的に、また、市立図書館のイベントや講座など、いままで以上に、より多くの市民へ情報発信を行いました。
- 平成25年度より、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のひとつであるフェイスブックを開設し、市立図書館のタイムリーな話題を、ホームページよりもさらに多くの人に発信しています。
- 報道機関や本市広報への積極的な情報提供を行うことで、市立図書館が行っている様々な活動を、より多くの市民へ周知してきました。

## （2）第1次推進計画期間における課題

第1次推進計画期間における取り組みと成果から、次のような課題が明らかになりました。

### ブックスタート事業の見直し

生まれた子どもが初めて目にする本で、親子がふれあうことを目的としたブックスタート事業ではありますが、現在は市民への負担軽減を考慮し出生届け

をした際に本を手渡しするという流れで配本をしております。

しかし、この方法では市民への負担軽減と配本という目的は達成しているものの、本来のブックスタート事業の目的は到底達成できているとは言えるものではありません。このことから、ブックスタート事業の方法を見直し、乳幼児から児童・生徒へと読書習慣が身に付くような事業の取り組みをしていく必要があります。

### **市内小中学校に完備されたネットワークの有効活用**

未就学児の読書活動に対する支援については、市立図書館を始め、それぞれの機関においても手厚く行われています。しかし、小学校、中学校と学年があがるにつれて、塾や校外活動に多くの時間が割かれ、読書に費やす時間が少なくなる傾向を推察することが出来ても、効果的な対策を打ち出せない状況がありました。

今後は、乳幼児期から培われ、生涯をかけて成熟していく読書の力を各年齢に応じて身に付けることが出来るよう、すでに完備されているネットワークが、「子どもの読書活動推進」を目的とした事業であることを市内各小中学校が再認識し、まずは児童生徒への周知とシステム活用の普及をより積極的に行う必要があります。

### **子どもの読書活動に携わるボランティアの育成及び連携促進**

市内各小中学校で行われている「朝読書」や「家読（うちどく）」の活動に協力している保護者や市内各機関での「読み聞かせ会」や「おはなし会」などの活動を行っているボランティアなど、それぞれの活動は十分に周知され、定着してきています。

しかし、子どもの読書活動に携わるボランティアは、子どもと本を結ぶ大切な役割を担っています。「読み聞かせ」や子どもの発達段階に応じた「選書」方法など、専門的な知識の習得により、円滑な取り組みにつながるよう養成講座の計画的な実施が必要です。

また、市内各小中学校や地域での読書活動のさらなる推進に向け、読書活動に携わるボランティアと公民館等の各施設、そして、市内各小中学校との連携が重要となっています。

### 3 「第2次甲府市子どもの読書活動推進計画」の 基本的な考え方

#### (1) 「第2次甲府市子どもの読書活動推進計画」の基本的方針

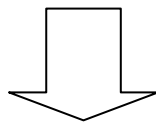
第1次推進計画では、甲府市のすべての子どもが、本と出会うことで読書の楽しさにふれ、読書活動により創造力や表現力を高め健やかな成長につながるよう、子どもの読書活動を支援する環境整備に取り組んでまいりました。

この期間中においては、平成22年の「電子書籍元年」、平成24年の著作権法の改正と、新しい情報通信技術を活用した読書環境がさらに拡大してきたことは、これからの子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性があります。

読書を通して、子どもは読解力や想像力、そして思考力や表現力を養い多くの知識を習得することができ、資料を読み深めることで、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得することもできます。また、子どもの興味・関心を尊重しながら、自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付け、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣に結び付くような子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図ります。

#### 【目 標】

- ①家庭、地域、学校等との協働による読書活動の推進
- ②子どもの読書活動を支える環境を整備
- ③子どもの読書活動に関する意義の普及



#### 【体 系】

- 家庭における子どもの読書活動の推進
- 地域における子どもの読書活動の推進
- 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進
- 学校における子どもの読書活動の推進
- 市立図書館における子どもの読書活動の推進

## ①家庭、地域、学校等との協働による読書活動の推進

家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を果たし、また、民間団体との緊密に連携する中で、社会全体で子どもの自主的な読書活動を推進していくことが求められています。

本市では、家庭、地域、学校等と民間団体を通して、子どもの自主的な読書活動の推進に取り組むとともに、その体制の整備に努めます。

## ②子どもの読書活動を支える環境を整備

家庭、地域、学校等を含め子どもの読書活動を支える環境には地域間格差が見られています。とくに活動範囲が限定される子どもにとっては、身近な場所に関心を持つような本を整えることが必要です。

このことから、移動図書館の効果的な運用と家庭、地域、学校等において子どもが読書に親しむ機会の提供と、施設やその他の諸条件の整備と充実に努めます。

## ③子どもの読書活動に関する意義の普及

家庭、地域、学校等において、子どもは読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めていきます。子どもが自主的な読書を習慣にしていくためには、特に、保護者や教員、保育士等子どもにとって身近な大人が読書活動に関心を持ち、その重要性を認識する必要があります。

このような観点から、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的機運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図るように努めます。

### (2) 第2次推進計画の期間

第2次推進計画の期間は、平成26年度（2014年度）から平成30年度までのおおむね5年間とします。

## 4 子どもの読書活動推進のための具体的方策

### (1) 家庭における子どもの読書活動の推進

#### 【役割】

子どもの読書活動の習慣化は、日常生活を通して形成されるものであります。

生活のなかに読書があり、それが継続的に行われるよう、保護者が率先して子どもの読書活動の機会の充実に積極的な役割を果たしていく必要があります。

家庭においては、定期的な読書の時間を設けたり、子どもと一緒に本を読んだり、読書を通して感じたことや考えたことを家族で話し合ったりすることで、家族間のコミュニケーションを深めることにもつながります。また、図書館に出向いたりするなどの工夫をして子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要になります。

## 【具体的な取り組み】

### 保護者への普及・啓発活動

- 第1次推進計画より始まったブックスタート事業については、方法の見直しを行い、保護者が絵本を通して子どもと向き合い、コミュニケーションをとるための上手な本の活用方法を紹介できる機会とあわせて事業を進めていきます。
- 市立図書館や学校等が主体となり、保護者向けの「読み聞かせ会」の実施や講座を通して、家庭における子どもの読書習慣の定着を図るための支援活動に取り組みます。
- ボランティアや民間団体と連携して、子どもと保護者が共に参加し、体験を共有する親子読み聞かせ講座を開催します。

### 上手な本の使い方などの役立つ情報を提供

- 年齢に合わせた本の活用方法から選書まで、家庭における子どもの読書活動に役立つ情報や、それに関連するイベント情報などをホームページやフェイスブックを通して積極的に提供していきます。

### 推薦図書のリストなど、本の情報を提供

- 子どもの発達段階に応じたブックリストや読書案内パンフレットを整備し、また、山梨県内の司書による「こどもにすすめたい本」などの情報提供を積極的に行うことで、保護者が主体的に本を選べるように支援していきます。

## 【関連事業】

- ブックスタート事業の推進
- 市立図書館や公民館など公共施設での乳幼児対象の「読み聞かせ会」の実施
- 3歳児健診での「読み聞かせ会」の実施



- 市立図書館や公民館など公共施設での親子で読書を楽しむ講座の実施
- 市立図書館での「こどもにすすめたい本」資料展示
- 市立図書館や公民館など公共施設での年齢に応じたステップアップ式の「おはなし会」の実施
- 「家読（うちどく）」の推進

## （２）地域における子どもの読書活動の推進

### 【役割】

市内各公民館、児童館、幼児教育センターなどは、地域に根ざした最も身近な公共施設であります。これらを拠点に、市立図書館の豊富な蔵書を有効に活用し、子どもにとって、関心を持つような本を整えることが必要です。

また、子どもの読書活動を推進する団体の支援や、ボランティア活動等の機会や場所の提供と、それらの活動を円滑に行うための養成講座を計画的に行うことが、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割となります。

### 【具体的な取り組み】

#### 公民館図書室の整備と活用

- 市立図書館と公民館図書室（西、北、南）のネットワークシステムを最大限に活用し、市立図書館の豊富な蔵書をいち早く身近な公民館で手に取ることができるよう、さらなる体制の整備に努めます。
- 市立図書館からの司書の派遣を定期的に行うことで、子どものみならず、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択でき、子どもの読書についても相談することができるよう公民館との連携により、地域における子どもの読書活動を支援していきます。
- 地域に密着した公民館図書室において、年齢に応じた「おはなし会」などのイベントを開催し、子どもが本にふれあう機会を提供します。

#### 読み聞かせボランティアとの協働

- 地域における子どもの読書活動推進の拠点となっている市内各公民館、児童館、幼児教育センターや保健センターなどにおいては、地域ボランティアが、「読み聞かせ会」や「おはなし会」を開催し、子どもが本に親しむ機会を提供しています。今後は、さらにこれらの活動を円滑に行うための養成講座を計画的に実施していきます。
- 市内各公民館を中心に地域ボランティアと市立図書館との協働により、地域参加型のイベントを通して子どもの読書活動の推進につなげていきます。

### 【関連事業】

- 市立図書館から放課後児童クラブ、幼児教育センターなどへの図書の団体貸出の実施
- 幼児教育センターでのボランティアによる「読み聞かせ会」の実施
- 公民館図書室を利用した市立図書館司書による「出張読み聞かせ会」の実施
- 公民館図書室での近隣幼稚園、保育園の団体利用の受入れ
- 市立図書館司書による児童館、放課後児童クラブなどでの児童向け「おはなし会」の実施

## (3) 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進

### 【役割】

幼稚園・保育所等においては、乳幼児期に読書の楽しさを体感できるよう、幼稚園教育要領および保育所保育指針に基づき、乳幼児が絵本に親しむ取り組みを積極的に行うことが期待されています。

また、新たに幼児期の学校教育・保育を行う施設として位置づけられた「幼保連携型認定こども園」においても、幼稚園・保育所と同様の取り組みが必要になります。

さらに、幼稚園・保育所等で行われている未就園児を対象にした子育て支援活動においても、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及啓発することが求められています。

### 【具体的な取り組み】

#### 本に親しむ機会の充実

- 乳幼児の発達段階や子どもの状況などに応じて、子どもたちが身近に絵本にふれあう機会が増えるような環境の整備に努めます。
- 教育現場・保育現場における有効な「読み聞かせ」講習会等へ積極的に参加をし、幼稚園教諭や保育士の能力の向上に努めます。
- 乳幼児が読書を習慣的に楽しむためには、家庭における保護者の協力が必要になります。この子どもの読書活動の意義や重要性について、広く普及啓発を図るために、親子への読み聞かせ会を通して、保護者が子どもの読書について学ぶ機会を設けていきます。

#### 市立図書館との連携

- 市立図書館との連携により、団体貸出や移動図書館「なでしこ号」を利用し、

子どもにとって、身近な場所に関心を持つような本を整えていきます。

- 市内の幼稚園等については、市立図書館の「団体登録制度」を利用することで、市立図書館の豊富な蔵書を借り受けることが可能になることから、その活用に努めていきます。
- 市内各公民館や市立図書館との協働により、公民館図書室を活用した「おはなし会」などを通して、幼稚園や保育所等の課外活動のひとつとして、本に親しむ機会を提供していきます。
- 市立図書館が、子どもの読書活動についての資料や推薦図書のリスト等を作成し、幼稚園や保育所等への配布を通して、保護者への情報提供に力を入れていきます。
- 市立図書館や地域ボランティアとの連携により、子どもの読書に関する情報提供や意見交換会を通して、子どもの身近な環境での読書活動の充実に取り組みます。

#### 【関連事業】

- 市立図書館からの配本利用（団体貸出）
- 「発達段階に応じた本の利用」などの情報提供

### （４）学校における子どもの読書活動の推進

#### 【役割】

学校における読書活動は、読書習慣の基礎を築くことになり、児童生徒の知的活動を増進するとともに豊かな感性や情操を養う上で大変重要となります。

また、学校における読書活動に不可欠な学校図書館は、児童生徒の人間形成に寄与する読書センターとしての機能を有するとともに、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動を支援する学習・情報センターとしての機能も有しています。

新学習指導要領では、小・中学校を通じた読書に関する指導事項が取り上げられており、そこには本を探したり選んだりするための知識や技能を指導するという内容が盛り込まれ、すべての教科で「言語活動の充実」がうたわれています。また、学校図書館について、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動を充実すること」との規定が加えられました。

このように、「読書」が教育の中で重視されていることは、非常に大きな意味をもちます。子どもたちの読書傾向を把握する中で、教育課程をふまえ継続的な読書指導を進めていくという、時間をかけた児童生徒との関わりが日々の読書活動につながり、さまざまな学習活動に発展していくこととなります。

また、学校の周辺施設（放課後児童クラブや児童館など）との連携を図り、読書活動を推進していくことも大切です。

## 【具体的な取り組み】

### 教育課程に寄与するための図書館づくり

- 教育課程をふまえ、すべての教科領域で、児童生徒の学習を支援する体制を整えていきます。
- 授業に役立つ図書館とするために、子どもたちが読みたい本、子どもたちに読ませたい本など、魅力的な図書資料の充実を図っていきます。

### 司書教諭及び学校図書館司書の専門性の向上

- 学校長の指導の下、司書教諭や図書館主任、学校図書館司書が中心となり、学校におけるすべての職員とボランティアが連携・協力し、それぞれの立場から学校図書館の運営の充実を図っていきます。
- 質的な向上を目指した読書活動を推進していくために、活動の中心となる司書教諭と学校司書を対象に、ニーズに合った研修会を設け、専門性の強化に努めるとともに情報交換をしながら指導力の向上を図っていきます。

### 学校図書館相互の連携及び市立図書館との連携

- 市立図書館と学校図書館とのシステムネットワークを有効に活用することにより、学校図書館相互の連携及び市立図書館との連携を強化し、児童生徒からのより多くのリクエストに応えられるよう、幅広い読書の機会を提供していきます。

## 【関連事業】

- 市立図書館司書及び学校図書館司書との合同学習会、意見交換会、各種研修への参加
- 家庭、地域、ボランティアとの連携の促進
- 学校等における教師、図書委員、保護者ボランティアによる読み聞かせ、朝読書などへの積極的関与
- 推薦図書や必読図書、優れた本や、発達段階に応じた適書の選定
- 読書の楽しさを知ってもらうための読書集会、ブックラリー、ビブリオバトル、読書マラソン、読書郵便、おすすめ本のポップ作り、帯作りなどの企画
- 図書委員会の活動の見直しと強化
- 親子読書、家読（うちどく）の推進
- 配架、展示、掲示の工夫による環境整備

## (5) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

### 【役割】

近年の電子機器（携帯電話、PC、スマートフォン、タブレットPCなど）の爆発的な普及に伴いSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用など、現在は、図書館で本を手にとらなくても大量の情報を瞬時に手にすることが出来る時代となっています。このような時代背景の中で成長していく子どもたちに対する読書活動の推進は、従来のように、ただ本を提供していくだけでなく、時代に則した柔軟で、臨機応変な対応が求められます。

このような観点から、市立図書館では、新しい情報通信機能を活用した子どもの読書に関する情報発信基地としての役割を確立していきます。

また、標準的な図書館ではなく地域の実情に応じた取り組みと、子どもの読書活動を一層推進するための環境整備を図る必要から、市立図書館にある豊富な蔵書の活用と専門的な司書の配置をし、地域の身近な読書施設として機能している公民館図書室やその他の公共施設と連携し、さらには、地域ボランティアや民間団体等との協働による、子どもの読書活動の機会を提供する取り組みが重要になります。

あわせて活動範囲が限定される子どもにおいては、子どもの読書活動の機会に地域間格差が生じないように移動図書館「なでしこ号」を活用し、図書館から遠い地域に居住するなど、より多くの子どもの読書活動を支援する必要があります。さらに市立図書館においては、司書の研修からボランティアの養成講座を計画的に実施していくことで、子どもの読書活動の推進に重要な役割を果たしていきます。

### 【具体的な取り組み】

#### 図書館資料の整備・充実

- 図書館法や望ましい基準等を踏まえ、市立図書館は、多様な住民ニーズや地域の実情を把握し、計画的な図書館資料の整備を図り、子どもの読書活動の推進に努めます。
- 住民のニーズ調査を実施し、また、子どもの発達段階に応じた図書館資料の選定においては、さらなる調査研究から充実した図書館資料と、きめ細やかな図書館サービスの提供を進めていきます。
- 電子書籍については、否定的に捉えることなく、新しい図書館資料のひとつとして、従来の図書館資料と併用したより効果的な活用の調査研究を進めていきます。

## 司書の専門性の向上

- 司書は、子どもやその保護者と本をつなぐ重要な役割を担っています。各年代の子どもに関する知識の蓄積、子どもの発達段階に合わせた資料の選定、読み聞かせ技術の習得など、子どもの読書活動にかかわる熟練した職員の育成にむけて計画的な研修を進めていきます。
- 司書の児童奉仕に対する専門知識を高めるための研修と、十分な経験を積むための専門司書の配置を行い、その専門性のさらなる向上に努めます。
- 子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を支援できる司書の教育に取り組みます。

## 移動図書館「なでしこ号」の活用

- 図書館から遠い地域に居住するなど、より多くの子どもに読書の機会を提供することを可能にする移動図書館「なでしこ号」の運行については、住民の生活圏や図書館の利用圏等を十分に考慮し、子どもの読書環境の整備に努め、子どもやその保護者の視点に立ったきめ細やかな図書館サービスを提供していきます。

## 情報発信基地としての取り組みとイベントの開催

- 本市ホームページおよび市立図書館ホームページを通して、市立図書館のイベントや講座、子どもの読書に関する情報など、より多くの利用者や住民に発信していきます。
- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のひとつであるフェイスブックを活用し、市立図書館のタイムリーな話題を発信していきます。
- 恒例の「ちびっこ図書館まつり」などボランティアとの協働により、子ども向けのイベントを通して、子どもの自主的な読書活動の推進に取り組みます。

## 児童・生徒の職場体験などの受入

- 定着している中学生・高校生の職場体験において、将来の職業選択の良い経験となるよう「読み聞かせ会」を開催し、読み手として、読書の楽しさを伝えることを経験できるような機会を積極的に取り入れていきます。
- 職場体験を行っていない小学生に対しても一日司書体験などを企画し、本に接する楽しさや奥深さを体験する機会を提供していきます。

## ボランティアとの協働

- 市立図書館では「折紙教室」「おはなし会」「読み聞かせ会」などの多角的な活動がボランティアによって行われています。多様な利用者や住民が訪れる図書館では、子どもの興味・関心を尊重しながら、自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付け、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣に結び付くような子どもの自主的な読書活動の推進に取り組むために、ボランティアとの協働により、その実現を目指していきます。
- 青少年育成関係団体やボランティアとの協働により、「ちびっこ図書館まつり」等のさらなる充実を目指し、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

## 家庭との協働による取り組みと支援

- ブックスタート事業については、保護者が絵本を通して子どもと向き合い、コミュニケーションをとるための上手な本の活用方法の紹介と併せて配本できる取り組みを進めていきます。
- 市立図書館や学校等が主体となり、保護者向けの「読み聞かせ会」の実施や講座を通して、家庭における子どもの読書習慣の定着を図るための支援活動に取り組みます。
- ボランティアや民間団体と連携して、子どもと保護者が共に参加し、体験を共有する親子の読み聞かせ講座を開催し、家庭における子どもの読書活動の推進を支援していきます。

## 地域との協働による取り組みと支援

- 公民館図書室（西、北、南）のネットワークシステムを最大限に活用し、市立図書館の豊富な蔵書をいち早く身近な公民館で手に取ることができるよう体制の整備にあたり、地域における子どもの読書活動の推進に取り組みます。
- 市立図書館から司書の派遣を定期的に行うことで、子どものみならず、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択でき、子どもの読書についても相談することができるよう公民館との連携により、地域における子どもの読書活動を支援していきます。
- 地域における子どもの読書活動の推進にあたり、市内各公民館、児童館、幼児教育センターや保健センターなどを拠点として「読み聞かせ会」や「おはなし会」などの活動を続けている地域ボランティアが、円滑で多角的な活動に取り組めるよう養成講座を計画的に実施し、地域における子どもの読書活

動の推進を支援していきます。

- 市内各公民館を中心に地域ボランティアと市立図書館との協働により、地域参加型のイベントを通して、地域における子どもの読書活動の推進に取り組みます。

### **幼稚園・保育所等との協働による取り組みと支援**

- 団体貸出及び移動図書館「なでしこ号」を活用し、子どもにとって、身近な場所に関心を持つような本を整えることで、幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進を支援していきます。
- 市内の幼稚園については、「団体登録制度」を広く周知し、市立図書館の蔵書を最寄りの公民館で受け取りができるよう市内公民館と連携し、子どもの読書活動の推進を支援していきます。
- 市内各公民館や幼稚園・保育所等と市立図書館の協働により、公民館図書室を活用した「おはなし会」など、幼稚園や保育所の課外活動の受け入れをし、子どもの読書活動の推進に取り組みます。
- 子どもの読書活動についての資料や推薦図書のリスト等を作成し、幼稚園や保育所等への配布を通して保護者への情報提供を行い、家庭における子どもの読書活動の推進に取り組みます。
- 幼稚園・保育所等と地域ボランティア、市立図書館の連携により、子どもの読書に関する情報提供や意見交換会を通して、子どもの身近な環境での読書活動を支援していきます。

### **学校図書館との協働による取り組みと支援**

- 図書館システムネットワークの運用においては、学校ごとのネットワーク利用の差が現れています。教員や児童生徒への図書資料の提供や、子どもが読書をする機会に差が生じないように、学校間の連携と市立図書館との連携を緊密にするために、定期的な意見交換会や研修会を実施します。
- 市立図書館から調べ学習などに活用できる図書資料の提供を行い、学校における子どもの読書活動の推進を支援していきます。

#### **【関連事業】**

- 市立図書館司書及び学校図書館司書との合同学習会、意見交換会の実施
- 学校図書館への団体貸出（「こどもにすすめた本」、科学、調べ学習、並行読書関連など）
- 児童生徒の職場体験や市立図書館の施設見学、学生の読み聞かせボランティアの受入
- 学校での保護者ボランティアに対する「読み聞かせ講座」などの実施



- 各公共施設で活動する読み聞かせボランティアなどの養成講座の実施
- 授業で利用できる図書を紹介、アニメーション実践への協力
- 児童生徒が読書の楽しさを体感できるような催し（おすすめ本のポップ作り、本の帯作り、読書会など）の企画、運営、実施
- ボランティア活動（読み聞かせ、朗読、文庫活動）への継続した支援及び連携



## 参 考 資 料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 2 甲府市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- 3 甲府市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

## (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 甲府市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成20年3月31日

教委第1号

## (目的)

第1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定により、甲府市における子どもの読書活動の指針となる甲府市子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するにあたり、甲府市子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2 策定委員会は、推進計画策定のための必要な事項を協議する。

## (組織)

第3 策定委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

## (委員長及び副委員長)

第4 策定委員会には委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長は図書館協議会の会長をもって充て、副委員長は委員長の指名する委員とする。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

(解散)

第6 策定委員会は、推進計画が策定されたときをもって解散する。

(庶務)

第7 策定委員会の庶務は、甲府市立図書館が行う。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

図書館協議会長 図書館ボランティアなでこの会代表 図書館教育研究会長 健康衛生課保健係長 児童育成課青少年係長 幼児教育センター所長 児童保 育課保育係長 児童保育課保育所長 学校教育課教育指導係長 小学校司書教 諭又は図書館司書 中学校司書教諭又は図書館司書 学事課学事係長 生涯学 習課生涯学習係長 公民館長 図書館長 図書館司書
---

注 該当する職に複数名いるときは、当該職に係る所属長が指定する者とする。



甲府市子ども読書活動推進計画策定委員名簿

氏名	所属	役職	備考
浅川 玲子	甲府市立図書館協議会	会長	委員長
小川 陽子	甲府市立図書館ボランティアなでしこの会	会長	
石原 正章	甲府市図書館教育研究会	会長	副委員長
塚原 直子	大里小学校	学校図書館司書	
岸本 厚子	北東中学校	学校図書館司書	
花輪 加津美	福祉部健康衛生課保健係	係長	
武内 朗	福祉部児童育成課青少年係	係長	
鈴木 勝之	福祉部北部幼児教育センター	所長	
巽 哲哉	福祉部児童保育課保育係	係長	
萩原 興子	甲府市中央保育所	所長	
寺田 是	学校教育課教育指導係	指導主事	
新藤 雅之	学事課学事係	係長	
米山 良夫	生涯学習課生涯学習係	課長補佐	
塩沢 圭二	南公民館長	館長	
芦澤 文男	甲府市立図書館長	館長	
奥水 万里	甲府市立図書館	司書	

# 甲府市子どもの読書活動推進計画

平成26年3月発行

---

甲府市教育部生涯学習室図書館

〒400-0861 甲府市城東一丁目12番33号

電話 (055) 235-1427 FAX (055) 227-6766